

平成 18 年 11 月 16 日

湯浅 壘道*

個人情報保護制度と選挙人名簿閲覧制度について

1. 個人情報保護制度

1.1 個人情報保護の歴史

- 1980 年 OECD「プライバシー保護と個人データの国際流通に関するガイドライン」
(OECD 理事会勧告・ガイドライン)
- 1984 年 春日市個人情報保護条例
- 1985 年 川崎市個人情報保護条例¹
- 1990 年 神奈川県個人情報保護条例²
- 1988 年 旧・行政機関個人情報保護法³
- 1995 年 EU「個人データの処理に係る個人の保護及びその自由に流通に関する欧州議会及び EU 理事会の指令」(EU 指令)⁴
- 2003 年 個人情報保護法成立

1.2 個人情報保護制度の概要

- 憲法 (個人の人格権、プライバシー)
- 刑法 (名誉毀損、不正アクセス防止法等)
- 民法 (不法行為等)
- 個人情報保護法制
- 個別法における個人情報保護規定
- 条例

1.3 個人情報保護法制

- 個人情報の保護に関する法律
- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

* 九州国際大学法学部助教授 <http://home.att.ne.jp/omega/yuasa/>

¹ マニュアル情報を対象

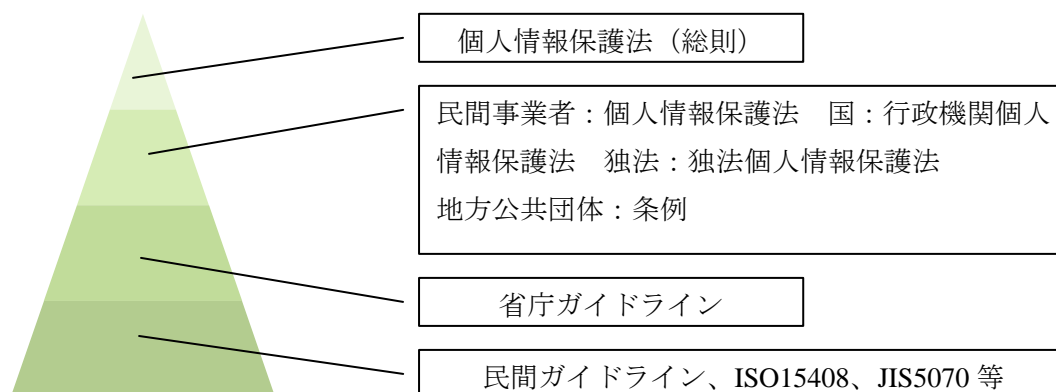
² 事業者を対象

³ 電子計算機処理に係る個人情報の保護のみ規定

⁴ 25 条、26 条に定める「第三国への移転ルール」が各国の法制に影響

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
情報公開・個人情報保護審査会設置法
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

1.4 個人情報保護法制の構造



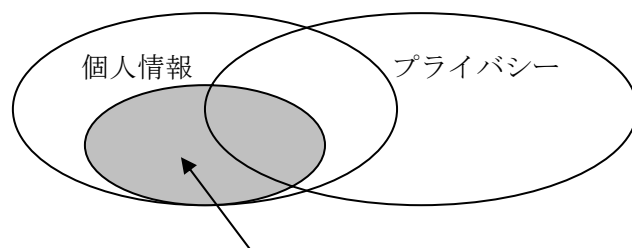
1.4.1 個人情報とは

個人情報保護法2条の定義
生存する個人に関する情報
氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できる
他の情報と照合することにより特定の個人が識別できる

1.4.2 個人情報保護法の内容

個人情報の適正な取得
入手目的に従う適正利用
目的外利用・同意のない第三者提供の禁止
管理責任（情報の漏洩、紛失がないようにする）

1.4.3 個人情報とプライバシー等との関係



個人情報保護法で保護される「個人情報」

2. 個人情報保護と選挙人名簿閲覧制度

2.1 住民基本台帳閲覧制度の改正

総務省「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」（2005年）

住民基本台帳法の一部を改正する法律（2006年）

原則公開 → 原則非公開

本人以外が閲覧できる場合を限定

国又は地方公共団体の機関が法令の定める事務の遂行のために閲覧する場合

統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち公益性が高いと認められるもの

公共的団体（例＝社会福祉協議会等）が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち公益性が高いと認められるもので、閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ市町村長が当該の申出を相当と認める場合

閲覧手続の整備・統一

閲覧の利用目的、管理の方法、調査研究の成果の取扱い等の明示、閲覧した事項を取り扱う者の範囲の明確化

目的外利用および第三者提供の禁止

不正閲覧等に対する報告徴収、勧告、命令

閲覧した者の氏名、利用目的の概要等の公表等

2.2 公職選挙法の改正の骨子

在外選挙制度の改正

選挙人名簿抄本の閲覧制度の改正

参議院選挙区議員定数是正

特定国外派遣組織に属する選挙人の海外不在者投票制度の創設

南極観測隊員のファクシミリ投票の導入

2.3 選挙人名簿抄本の閲覧制度の改正

2.3.1 改正前の規定

縦覧

公職選挙法第二十三条

市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による登録については登録月の三日から七日までの間（同項ただし書に規定する場合には、政令で定める期間）、同条第二項の規定による登録については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定める期間、市役所、町村役場又は当該市町村の選挙管理委員会が指定した場所において、同条の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載

した書面を縦覧に供さなければならない。

閲覧

公職選挙法第二十九条二項

市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日後五日に当たる日までの間を除き、選挙人名簿の抄本（第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもって選挙人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあつては、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類）を閲覧に供し、その他適当な便宜を供与しなければならない。

2.3.2 改正のポイント

選挙人名簿を閲覧させる場合の限定および明確化

住民基本台帳の閲覧手続に準じた閲覧手続の明確化

不正な手段による閲覧や目的外利用禁止に対する違反等に対する制裁措置の新設
便宜供与規定の削除

2.3.3 選挙人名簿を閲覧させる場合の限定および明確化

閲覧の目的

特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認（※28条の2）

政治活動（選挙運動を含む）（※28条の2）

調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治又は選挙に関するものの実施（※28条の3）

閲覧を申し出ることができる者、閲覧事項を取り扱うことができる者の限定

（表1を参照）

2.3.4 閲覧手続の明確化

閲覧の申し出にあたり届出事項（28条の2 2項）

一 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする者（以下この条から第二十八条の四までにおいて「申出者」という。）の氏名及び住所（申出者が政党その他の政治団体である場合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 選挙人名簿の抄本の閲覧により知り得た事項（以下この条から第二十八条の四までにおいて「閲覧事項」という。）の利用の目的

三 選挙人名簿の抄本を閲覧する者（以下この条から第二十八条の四までにおいて「閲覧者」という。）の氏名及び住所

四 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 申出者が選挙人又は公職の候補者等である場合 閲覧事項の管理の方法

ロ 申出者が政党その他の政治団体である場合 閲覧事項の管理の方法及び当該政党

その他の政治団体の役職員又は構成員のうち、閲覧事項を取り扱う者の範囲

※総務省令で定める場合には、申出者が選挙人又は公職の候補者等である場合の閲覧事項の管理の方法についての届出は不要

2.3.5 閲覧の申し出の拒否（28条の2 3項）

市町村選挙管理委員会が閲覧を申し出た者の利用目的や閲覧した事項の管理の方法について実質的に判断し、利用目的が適当でない場合、目的外利用や第三者提供が行われる蓋然性が高い場合等に、閲覧を拒否できる

2.3.6 不正な手段による閲覧や目的外利用禁止に対する違反等に対する制裁措置の新設 事前の同意のない目的外利用または第三者提供の禁止（28条1項）

罰則の制定

選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等（28条の4 2～4項）

2.3.7 便宜供与規定の削除

条例により複写機の持ち込みを認めている場合等との整合性

3. 今後の検討を要する点

代理人による閲覧の可否（視覚障害者等の通常の視覚をもって名簿を閲覧することが困難な選挙人、高齢者等の代理人が閲覧を申し出た際の対応）

「選挙人」の範囲（脱漏によって選挙人名簿に登録されていない者に閲覧を許すことができるか）

「政治団体」の範囲

市町村選挙管理委員会における閲覧を拒否するに足りる相当な理由の判断

28条の4 2項～4項の勧告・命令の実効性の確保方法

表1 選挙人名簿の閲覧に関係することができる者の一覧

閲覧の目的	閲覧を申し出ることができる者	閲覧することができる者（閲覧者）	閲覧によって得られた事項を取り扱うことができる者
特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認（※28条の2）	・選挙人	・閲覧の申し出をした選挙人本人	・（閲覧者）
政治活動（選挙運動を含む）（※28条の2）	・公職の候補者等（公職の候補者となろうとする者または公職にある者）	・（公職の候補者等） ・公職の候補者等が指定した者	・（閲覧者） ・候補者閲覧事項取扱者（※28条の2 4・5項）
	・政党その他の政治団体	・当該政治団体の役職員または構成員で、当該政治団体が指定した者	・（閲覧者） ・政治団体閲覧事項取扱者（※28条の2 6項） ・承認法人閲覧事項取扱者（※28条の2 7項～11項）
調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治又は選挙に関するものの実施（※28条の3）	・国又は地方公共団体の機関	・国等の機関の職員で、当該機関が指定した者	※明文規定なし
	・法人	・法人の役職員または構成員（他の法人と共同して申出をする場合、他の法人の役職員又は構成員を含む）で、当該法人が指定する者	・（閲覧者） ・法人閲覧事項取扱者（※28条の3 4項）
	・個人	・（申出をした個人） ・申出をした個人が指定する者	・（閲覧者） ・個人閲覧事項取扱者（※28条の3 5・6項）